

【新教育領域追加】の申請手続きについて（認定講習等で単位を修得の後、検定により領域を追加する場合）

【手続きの前にご確認ください】

□新教育領域追加の申請は、山口県教育委員会から授与された特別支援学校教諭免許状（盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状、養護学校教諭免許状を含む。）が対象となります。他都道府県教育委員会が授与した免許状への新教育領域の追加については、授与した都道府県教育委員会にお問い合わせください。

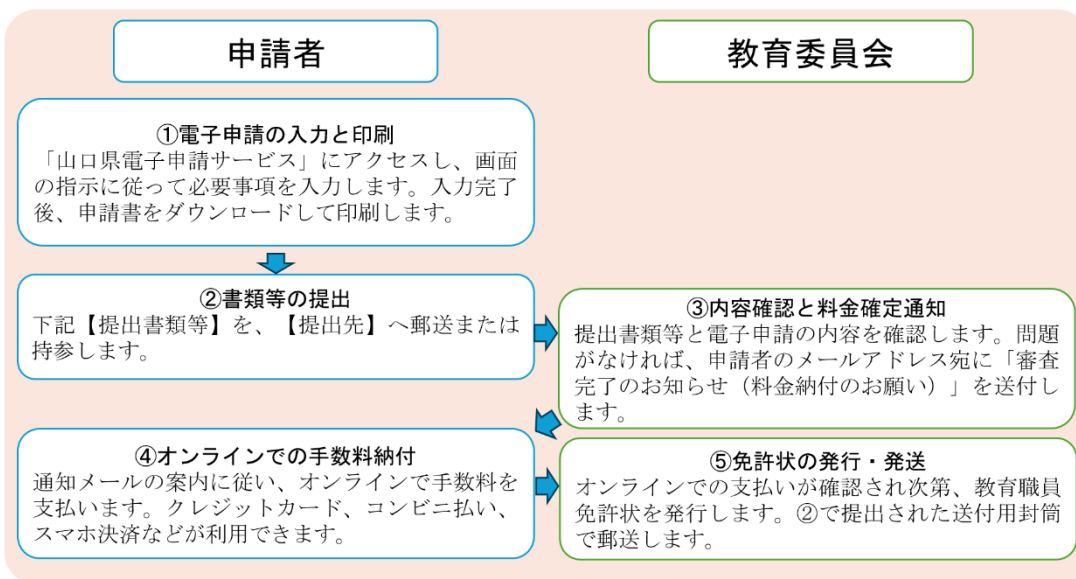
【手続きの方法】

次の①電子申請又は②紙申請の方法で手続きを行ってください。

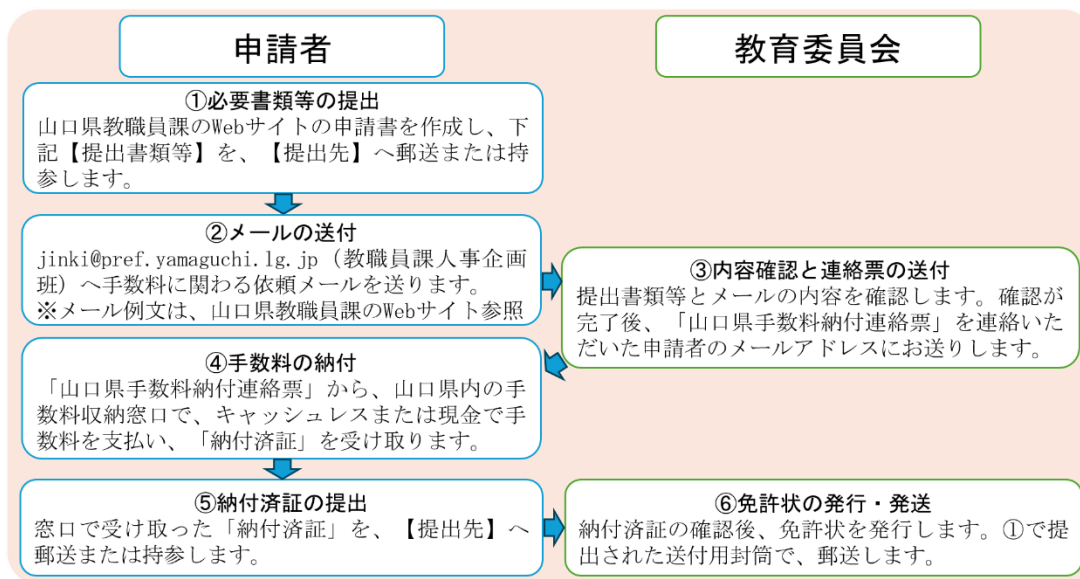
※電子申請の場合、「新教育領域追加申請」と「教育職員免許状検定願」それぞれの申請が必要です。

※納付後の発行・発送になりますので、ご注意ください。

①電子申請（☆推奨）



②紙申請



【提出書類等】

○申請に応じて、「普通免許状の出願に必要な書類一覧」に定める書類。

○現在の氏名及び本籍地都道府県が、各証明書等に記載されたものと異なる場合は、戸籍抄本又は市町村の発行する戸籍記載事項証明書。

<注意事項>

- ・申請する免許状の種類及び教科ごとに書類を提出すること。
- ・厳封された証明書等は開封した場合は無効となるので、厳封されたまま提出すること。
- ・現職の教員以外の方は、免許担当が面接を行って「人物に関する証明書（第6号様式の3）」を作成するため、事前連絡をすること。

【手数料】新教育領域追加申請 3,300円 検定願 1,700円

【提出先】〒 753-8501 山口市滝町1-1（14階） 山口県教育庁教職員課人事企画班免許担当 ※持参される場合は、事前にご連絡ください。